

企業価値担保権に対する道内企業の意識調査

新しい資金調達の選択肢「企業価値担保権」、 認知度は3割弱にとどまる

～ 金融機関の適正な判断・目利き力がカギに ～

不動産担保や経営者保証などによらない資金調達の新たな選択肢になり得る企業価値担保権。

事業者の将来キャッシュフローや無形資産を含む事業全体を担保として有形資産の乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者などの資金調達を円滑にすることで企業の活性化が期待される。加えて、金融機関によるタイムリーな経営改善、資金繰り支援の動きが加速しそうだ。

企業価値担保権の創設などを骨子とする「事業性融資の推進等に関する法律」は、2024年6月に公布され、成立から2年半以内に施行が予定されている。

そこで、帝国データバンク札幌支店は、企業価値担保権に対する道内企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査2024年9月調査とともに行った。



※ 調査期間は2024年9月13日～30日、調査対象は道内1,148社で、有効回答企業数は493社（回答率42.9%）

調査結果（要旨）

1. 企業価値担保権の認知度、3割弱にとどまり、「知らない（名前も聞いたことがない）」企業は52.7%
2. 企業価値担保権を「活用したいと思う」企業は2.6%、「今後検討したい」企業は23.3%。
他方、「活用したいと思わない」企業は23.9%
3. 活用する理由、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が57.8%でトップ
4. 活用しない理由、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が39.0%で最高に

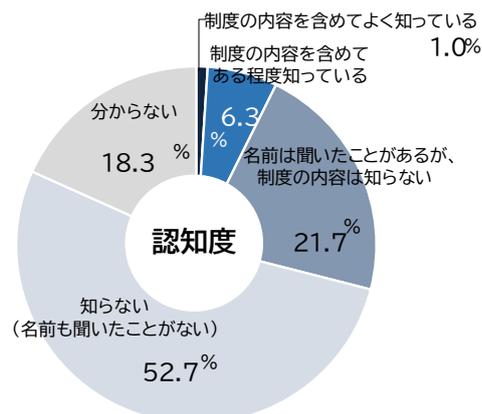
1. 企業価値担保権の認知度は3割弱に、「知らない」企業は半数以上に

企業価値担保権の認知状況について尋ねたところ、「制度の内容を含めてよく知っている」が1.0%にとどまったほか、「制度の内容を含めてある程度知っている」(6.3%)、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」(21.7%)も低水準だ

った。「制度の主旨(融資拡大への可能性)には期待するが、金融機関の姿勢については懐疑的に感じている」(受託開発ソフトウェア)などの意見も寄せられたものの、認知度は3割弱にとどまった。

他方、「知らない(名前も聞いたことがない)」とする企業は52.7%と半数以上にのぼった。企業からは「企業価値担保権について、よく知らないのだから調べてみたい」(自動車一般整備)や「新しい言葉なので勉強を進める」(一般貨物自動車運送)というように、知らないながらも前向きに捉える声がいくつも聞かれた。

企業価値担保権の認知度



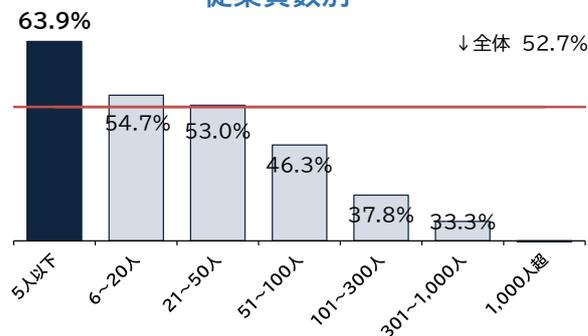
注1:母数は、有効回答企業493社
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

また、企業価値担保権を「知らない(名前も聞いたことがない)」割合を従業員数別にみると、「301~1,000人」の企業では33.3%と3割台だった。しかし、従業員の規模が小さくなるほどその割合は高まっていき、「21~50人」(53.0%)や「6~20人」(54.7%)の企業で全体の割合を上回った。とりわけ「5人以下」の企業では63.9%と6割を超えた。

企業規模の小さい企業からは「よくわからないし将来性の判断の基準も曖昧のような気がする」

(冷暖房設備工事)や「経営者保証に頼らない企業継続力に基づく企業価値を評価されることはいいと思います」(舗装工事)など、さまざまな意見が聞かれた。

企業価値担保権を「知らない」割合 ~従業員数別~



2. 企業価値担保権に対し『活用意向あり』とする企業は 26.0%

自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか尋ねたところ、「活用したいと思う」は2.6%、「今後検討したい」は23.3%となり、両者を合計した『活用意向あり』とする企業は26.0%だった。

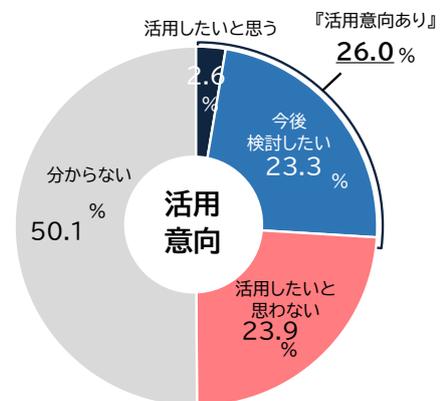
他方、「活用したいと思わない」も23.9%で、企業の見解は二分している。

企業からは、「新しい試みとして評価するが、将来の遺恨の種になる気がするので当社での利用については当面の間は控えたい」（建設機械・鉱山機械卸売）といった消極的意見の反面、「金融制度が活性化するので良いと思う」（素材生産サービス）といった前向きな意見も寄せられた。

ただし、「分からない」が50.1%となり、活用意向について、現時点では多くの企業で判断がつかない様子もうかがえた。

また、活用の有無にかかわらず、「事業性評価が出来るのかどうか疑問は残る」（一般製材）や、「中小企業の持つ独自技術やノウハウはニッチである事が多く、その価値が認められることは困難かもしれない」（その他水産食料品製造）、「金融機関にその能力があると思えない」（料理品小売）というように、融資を行う金融機関への審査能力や知見不足を懸念する意見もあがった。

企業価値担保権の活用意向



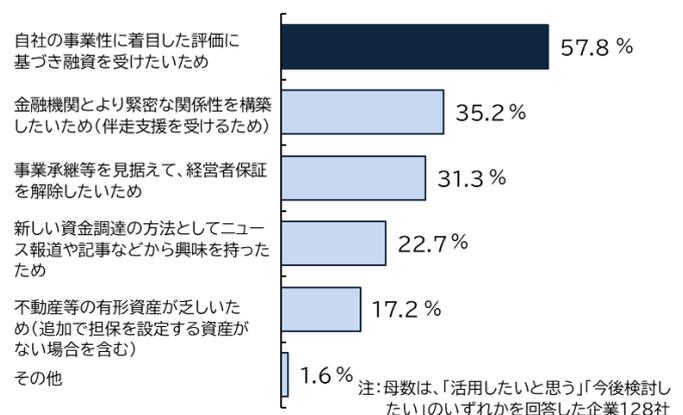
注1:母数は、有効回答企業493社
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

3. 活用する理由、6 割弱の企業で「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたい」

企業価値担保権を活用する意向のある企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が57.8%と6割弱となりトップとなった。

以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため（伴走支援を受けるため）」（35.2%）と「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」（31.3%）がそれぞれ3割台で続いた。

企業価値担保権を活用する理由



注:母数は、「活用したいと思う」「今後検討したい」のいずれかを回答した企業128社

4.活用しない理由、企業の4割弱が自己資本でまかなえている

企業価値担保権を活用したいと思わない企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」とする企業が39.0%で最も高くなった。

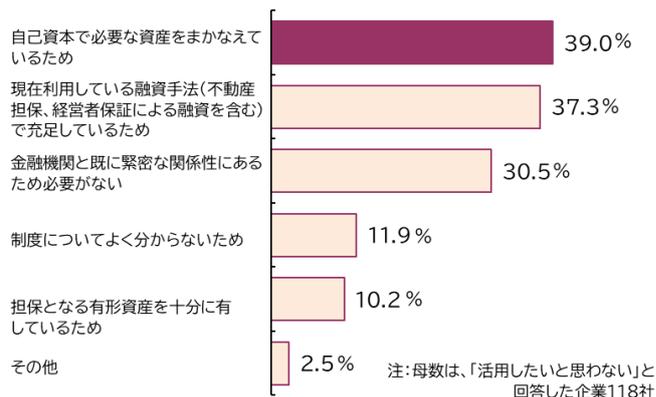
以下、「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」が37.3%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が30.5%で上位に並んだ。

そのほか、「**金融機関にメリットはあっても、債務者にはメリットがないと考えている**

（建設用石材・窯業製品卸）や「**企業価値担保**

権の趣旨自体には賛同する。ただ、担保設定などに不明な点がある。当面は借入は行う必要がないが、今後研究はしたい」（鉄骨工事）といった意見も寄せられた。

企業価値担保権を活用しない理由



まとめ

本調査の結果、現時点では企業価値担保権を「知らない」企業が半数以上を占め、調査を通じて初めて知った企業も少なくなかった。その一方で、しっかりと制度の内容を理解している企業は1%にとどまり、名称を知っている企業を含めても認知度は3割に届かなかった。

また、活用に関しては、活用意向のある企業が4社に1社程度、活用したいと思わない企業も4社に1社程度となり、活用に対する見解は二分していた。また、「分からない」とする企業が半数にのぼり、多くの企業で現時点では判断がつかない様子が見えられた。

活用の意向がない企業においては、自己資本でまかなえている点や、現在の資金調達の手法で十分に間に合っているなどの認識に加え、そもそも制度についての情報が十分に伝わっていないという点も活用しない理由にあげられた。

一方で、活用意向のある企業からは、「自社の事業性の評価を得たいため」や、「金融機関と親密な関係を築くため」、「事業承継を見据え経営者保証を解除するため」といった理由が活用の後押しになっていた。

現状、企業価値担保権は認知度が低く、多くの企業で金融機関の評価方法や具体的な事例がないことでどのようなメリット、デメリットがあるのか判断できないようだ。理解の進む企業からは前向きな意見も多く聞かれるが、新たな資金調達の手法として認知されていくためには、行政や金融機関などが、まずは制度の仕組みや評価の仕方といった情報をより豊富に分かりやすく周知していくことが重要と言える。

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

株式会社帝国データバンク 札幌支店

【問い合わせ先】 情報部 電話 011-272-3933 (直通)

渡辺 雄大 松田 尚也 柳澤 康行

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。